

木更津市少年野球連盟規約

第一章 名称及び事務所

第1条 (名称)

本連盟は木更津市少年野球連盟（以下単に本連盟という）と称する。

第2条 (事務所)

本連盟の主たる事務所は事務局長宅におく。

第二章 目的及び事業

第3条 (目的)

本連盟は少年野球の普及とスポーツ精神を養い、相互の親睦を図り、少年の健全育成を推進することを目的とする。

第4条 (事業)

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 木更津市少年野球大会の開催。
- 2 君津地区少年野球連盟事業への積極的参加及び協力。
- 3 少年野球の普及発展に関する調査研究。
- 4 少年野球の技術向上に関する指導研究。
- 5 少年野球審判技術の向上に関する指導研究。
- 6 その他、本連盟の目的達成に必要と認めた事業。

第三章 組織：構成と加盟

第5条 (組織：構成)

本連盟は小学校に在学するもので構成された、木更津市内の軟式少年野球チーム（以下単にチームという）をもって組織する。

第6条 (加盟の資格)

本連盟に加盟できるチームの資格は次の事項（1～4）を満たすものとする。

- 1 チームとして年間を通じて活動を行い、チームの所在が明確であること。
- 2 代表者及び指導者（監督、コーチ）は成人でなければならない。
- 3 スポーツ傷害保険に加入していること。但しスポーツ傷害保険会社の指定は特に定めないが、未加入選手の登録を認めず、連盟事業への参加も認めない。
- 4 審判員を1名以上本連盟に登録すること。

第7条 (加盟手続)

本連盟に加入しようとするチームは所定の手続きにより加入申込みを行い、役員会の承認を受けなければならない。

第8条 (登録及び途中登録)

本連盟に加入しようとするチームは所定の登録用紙によって、毎年事務局を通じ本連盟に登録しなければならない。

未登録のチーム及び選手は本連盟主催の各種大会および関連する事業への参加

を認めない。

- 1 チームの登録は総会（春季大会抽選日）まで（前期）、及び9月30日まで（後期）とする。
- 2 登録するチームは次の登録料等の年会費を納入しなければならない。
前期登録チームは全額とし、後期登録チームは概ねその年会費の50%とする。
 - ① 千葉県少年野球連盟登録料
 - ② 君津地区少年野球連盟登録料
 - ③ 木更津市少年野球連盟登録料
 - ④ 君津地区少年野球連盟審判派遣費用
- 3 新たにチームの選手として加入した者に関しては、その都度所定の用紙をもって速やかに登録すること。

第9条（選手の移籍：補強）

本連盟に加入したチーム間の選手の移籍及び補強は認めない。

但し、やむを得ず移籍をする場合は当事者と双方のチーム代表者が話し合い連盟会長の承認を得なければならない。

第四章 理事、役員および事業部員

第10条（理事の選出）

本連盟の理事は各チームの代表者またはその代理者及び審判長と会長が委嘱した者とする。

第11条（役員および事業部員）

本連盟に次の役員および事業部員を置き、任期は1年間（当該年度総会～次年度総会）とし、再任は妨げない。

1. 役員

会 長 1名、 副会長 若干名、 理事長 1名、 副理事長 若干名、
事務局長 1名、 **事務局次長 若干名**、 審判長 1名、 会 計 1名、
審判部理事 若干名、 常任理事 若干名、 監 事 1名、 顧 問 若干名、
参 与 若干名

2. 事業部員

各チームから1名

第12条（役員および事業部員の選出）

- 1 会長、副会長、監事は総会で選出する。
- 2 理事長、副理事長、事務局長は会長が選任する。
- 3 審判長、会計は理事会で選任する。
- 4 顧問、参与、**事務局次長**及びその他理事は理事会で推挙し、会長が委嘱する。
- 5 事業部員は、各チームで推挙し、理事長が委嘱する。

第13条（役員の職務）

本連盟役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。
- 3 理事長、副理事長は会長の命を受け、会務を主宰する。
- 4 事務局長は本連盟の事務を行い、理事長を補佐する。
- 5 **事務局次長は事務局長を補佐する。**
- 6 審判長は審判団を統轄し、審判講習会等を開催しその技術向上に努める。
- 7 会計は本連盟の会計事務を掌る。
- 8 監事は本連盟の事業及び会計の監査を行う。
- 9 顧問は会長の諮問に応じる。
- 10 事業部員は、理事長の命を受け、地区連及び県連の事業運営補助に当たる。

第14条（地区連盟理事）

本連盟が選出する君津地区少年野球連盟理事は理事会で推挙する。

第15条（役員の責務）

全ての役員は本連盟が主催する各種大会の主催者として、常に自覚し積極的にその任に当たらねばならない。

第五章 会 議

第16条（会 議）

本連盟の会議は総会、役員会、理事会、事業部会とし会長が招集する。

- 1 総会は毎年3月に開催し、役員、理事、各チームの代表、監督および登録審判員1名が参加し、次の事項を審議する。総会の成立には、定数の過半数以上の出席を必要とし、決議は出席者の過半数以上をもって決定する。
事業ならびに決算報告、事業計画、予算、役員選出、その他重要事項。
総会の議長は会長が行う。
- 2 役員会は監事を除く役員で構成し、事業計画案、予算案、実施運営等について必要な事項を審議決定する。
- 3 理事会は役員および理事で構成し、役員の選出及び本連盟が開催する事業運営を行う。
- 4 事業部会は役員および事業部員で構成し、地区連及び県連の事業運営を行う。

第六章 会 計

第17条（収 入）

本連盟の経費は次の収入をもって運営する。

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 1 連盟登録料 | 2 大会参加費 | 3 寄付金 |
| 4 市補助金 | 5 その他 | |

第18条（決 算）

決算は会計年度終了後、監事の監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第19条（会計年度）

会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

第七章 大会

第20条（大会）

本連盟で主催する大会は、春季大会、友遊ボール春季大会、夏季大会、友遊ボール秋季大会、秋季大会、新人大会及び低学年大会とする。

第21条（上部大会）

上部大会出場チームは、原則として本連盟が主催する大会の成績を参考にして本連盟が推薦して決定するが、場合によって予選会を行い決定する場合もある。

第22条（大会参加費）

本連盟主催の大会に参加するチームは大会参加費を納入するものとする。

第八章 その他

第23条（表彰規定）

本連盟の表彰および慶弔禍福に関する規定は、君津地区少年野球連盟の規定に準ずる。

第24条（細則）

本規約の施行に関し、必要な細則は役員会の議決を経て会長が定める。

第25条（規約改廃）

本規約の改廃については役員会で審議、議決し、総会の承認を得なければならない。

付 則

本規約は**令和5年3月4日**から実施する。

改訂履歴（H27年度分から）

H27総会；第8条4項削除／スポーツ傷害保険への加入については、既にチーム責任で問題なく運用されているため連盟としての管理は不要と判断。

H29総会

- ・第11条： 実態に合わせて審判部理事を追記
- ・第12条： 選出方法が不明確だった、その他理事（事務局理事、常任理事、審判部理事）の選出方法を定めた。

H31総会

- ・第11条から第13条：
地区及び県の事業活動に当たる要員確保のため、新たに事業部員を設け、人数、選出方法、任務について追記した。

R4総会

- ・第6条（加盟の資格）：
4項の登録審判員の人数を2名から1名に変更。
5項の登録資格条件「スポーツ少年団への登録」を削除。

R5総会

・第11、12、13条:事務局次長に関する追記